

都市における訴訟の係属状況に関する調査結果の概要

(平成10年度)

- 速報値 -

[調査の概要]

これは、平成10年度の全国671市の市または市の機関が当事者となっている行政事件訴訟(住民訴訟を含む)並びに民事事件訴訟の平成11年3月31日現在で訴訟事件を抱えている市の状況(係属状況) 年度内に新たに一審に提起された事件の状況、 年度内に判決等(和解、取下を含む)があった事件の状況について調査を行ったものである。なお、この調査は昭和53年以降実施している。

1. 訴訟の係属状況

(1) 係争中の都市数及び事件数(平成11年3月31日現在)

1) 係争中の都市数

392市(対前年度11市減)で、全国671市の58.4%

2) 係争中の事件数

1,973件(対前年度117件増)で、該当市1市平均5.0件

ア. 行政事件 630件(対前年度60件増)

うち、住民訴訟 266件(対前年度35件増)

イ. 民事事件 1,343件(対前年度57件増)

3) 過去5年間の都市数及び事件数の推移

ア. 全市に占める訴訟を抱えている都市の比率は、平成10年度は58.4%で対前年度比1.7%減少した。

イ. 行政事件数は、平成10年度に対前年度比10.5%増加した。

ウ. 民事事件数は、平成10年度に対前年度比4.4%減少した。

* 過去5年間の推移

	H6	H7	H8	H9	H10
都市数	367	386	390	403	392
事件数(総数)	1,698	1,719	1,766	1,856	1,973
(行政)	456	430	448	570	630
(民事)	1,242	1,289	1,318	1,286	1,343

4) 人口段階別(7頁注1参照。以下同じ。)の都市数及び事件数の状況

人口段階の上位の都市ほど係争中の事件を抱えている比率が高く、また事件数も多い。

特に、指定都市は該当市1市平均事件数54.9件、人口100万人当たりの事件数34.6件と、他の人口段階に比べて多い。

* 人口段階別の該当市の比率では、指定都市及び50~100が100.0%、25~50が95.3%、10~25が81.2%、5~10が50.4%、~5が37.8%となっている。

5) ブロック(地域)別(7頁注2参照。以下同じ。)及び都道府県別の都市数及び事件数の状況

ア. ブロック別にみると、係争中の都市の比率は、前年度と同様、近畿の81.3%が最も高い。

また、人口100万人当たりでみた事件数は、全国平均が21.7件となっており、近畿以西のブロックで多い傾向にあり、中でも近畿の34.4件が最も多く、逆に、東海以北のブロックで少なくなっている。

イ. 都道府県別にみると、係争中の都市の比率は、徳島県の100.0%が最も高く、次いで、兵庫県95.5%、神奈川県94.7%、逆に鹿児島県の14.3%が最も低く、次いで富山県、宮崎県の33.3%となっている。

また、人口100万人当たりでみた事件数は、徳島県の53.1件、高知県43.1件が多く、逆に群馬県の7.2件、石川県7.4件が少ない。

* ブロック別では、近畿が81.3%、中国及び四国が63.3%、関東62.9%、東海60.8%、九州50.0%、東北46.0%、北海道41.2%、北信越が37.7%となっている。

6) 事件別都市数の状況

ア. 行政・民事の両事件を抱えている都市 176市

イ. 行政事件のみを抱えている都市 63市

ウ. 民事事件のみを抱えている都市 153市

7) 住民訴訟の状況

ア. 係争中の都市数は132市で、全都市の19.7%、また、行政事件を抱えている都市の55.2%となっている。

イ. 係争中の事件数は、266件で前年度より35件増加し、該当市1市平均2.0件となっている。

* 過去5年間の推移

	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10
都市数	86	87	101	126	132
事件数	159	149	177	231	266

8) 係属裁判所の状況

行政事件、民事事件とも地方裁判所に係属している事件が多く、行政事件が438件で行政事件全体の69.5%を占め、民事事件が1,133件で民事事件全体の84.3%を占めている。

2. 新たに提起された訴訟事件（平成10年度中）

（1）新たに提起された訴訟事件数及び都市数

1）新たな訴訟事件を抱えた都市数

284 市（対前年度5市増）で、全国671市の42.3%

2）新たに提起された事件数

1,996 件（対前年度98件増）で、該当市1市平均7.0件

ア．行政事件 282 件（対前年度 15 件減）

うち、住民訴訟 108 件（対前年度 4 件増）

イ．民事事件 1,714 件（対前年度 113 件増）

* 過去5年間の推移

	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10
都市数	245	254	247	279	284
事件数（総数）	1,510	1,592	1,514	1,898	1,996
（行政）	173	148	183	297	282
（住民訴訟）	(42)	(24)	(57)	(104)	(108)
（民事）	1,337	1,444	1,331	1,601	1,714

住民訴訟事件数は、行政事件数の内数。

3）人口段階別の事件数及び都市数の状況

ア．事件数は、指定都市が1,064件と多く、全体の53.3%を占めている。

* 該当市の比率は、指定都市及び50～100が100.0%、25～50が93.8%、10～25が54.3%、5～10が33.6%、～5が23.4%となっている。

イ．新たな訴訟事件を抱えた都市の比率は、人口段階の上位の都市ほど高く、指定都市及び人口50万人以上の都市は、すべての都市が抱えており、人口25万人以上の都市は、9割以上が抱えている。

ウ．該当市1市平均事件数の最も多いのは、指定都市で88.7件となっている。

4）ブロック別及び都道府県別の事件数及び都市数の状況

ア．ブロック別にみると、事件数は前年度と同様、近畿が748件と最も多く、全国の37.5%を占め、次いで九州513件、関東228件、東海186件となっており、逆に、北信越36件、北海道が45件と少ない。

また、新たな訴訟事件を抱えた都市の比率は、四国66.7%が最も高く、次いで近畿62.6%、関東43.5%、中国42.9%、東海39.2%、九州36.2%、北信越31.1%、北海道29.4%、東北28.6%となっている。

イ．都道府県別該当市の比率は、徳島県の100.0%が最も高く、次いで滋賀県85.7%、兵庫県81.8%となっている。

（2）新たに提起された事件の事件種別概要

1）行政事件の事件種別概要

事件数は282件（対前年度15件減）で、建設行政関係が73件と多く、次いで租税

関係 71 件となっている。

うち、住民訴訟は 108 件（対前年度 4 件増）で、建設行政関係が 28 件と多く、次いで職員関係 16 件となっている。

2) 民事事件の事件種別概要

事件数 1,714 件（対前年度 113 件増）で、土地・建物等に関する事件が 1,424 件と最も多く、次いで損害賠償請求事件 223 件、金銭に関する事件 49 件、その他 18 件となっている。

3. 平成 10 年度中に判決等があった訴訟事件

(1) 判決等の状況

1) 判決等のあった事件数

行政事件 389 件（対前年度 114 件増）

民事事件 1,886 件（対前年度 233 件増）

ア．市勝訴(控訴もしくは上告された事件を含む)件数及び市勝訴率

行政事件 件数 298 件（対前年度 93 件増）

率 76.6%（対前年度 2.0 ポイント増）

民事事件 件数 1,240 件（対前年度 278 件増）

率 65.7%（対前年度 7.5 ポイント増）

イ．市敗訴(控訴もしくは上告された事件を含む)件数及び市敗訴率

行政事件 件数 33 件（対前年度 15 件増）

率 8.5%（対前年度 2.0 ポイント増）

民事事件 件数 37 件（対前年度 13 件減）

率 2.0%（対前年度 1.0 ポイント減）

ウ．和解、取下件数及び和解、取下率

行政事件 和解件数 4 件（対前年度 4 件減）

率 1.0%（対前年度 1.9 ポイント減）

市取下件数 0 件（対前年度 1 件減）

率 0.0%（対前年度 0.4 ポイント減）

相手方取下件数 54 件（対前年度 11 件増）

率 13.9%（対前年度 1.7 ポイント減）

民事事件 和解件数 462 件（対前年度 39 件減）

率 24.5%（対前年度 5.8 ポイント減）

市取下件数 83 件（対前年度 5 件増）

率 4.4%（対前年度 0.3 ポイント減）

相手方取下件数 64 件（対前年度 2 件増）

率 3.4%（対前年度 0.4 ポイント減）

2) 裁判所別の判決等の状況

ア．行政事件では、地方裁判所 243 件が最も多く、全体の 62.5 %を占め、次いで高等裁判所 91 件、最高裁判所 55 件となっている。

イ．民事事件では、地方裁判所 1,668 件が最も多く、全体の 88.4 %を占め、次いで高等裁判所 147 件、簡易裁判所 38 件、最高裁判所 33 件となっている。

(2) 事件種別にみる判決等の状況

1) 行政事件

ア．市勝訴等件数は 298 件で、そのうち租税関係が 94 件と最も多く、次いで建設行政関係 71 件、職員関係 30 件となっている。

また、市勝訴率は、商工・農業行政関係が 100.0 %、環境衛生行政関係 88.2 %、教育行政関係 85.7 %となっている。

イ．市敗訴等件数は 33 件で、建設行政関係、租税関係がそれぞれ 5 件となっている。

ウ．住民訴訟の判決等の状況のうち、市勝訴等件数は 112 件で、市勝訴率は 81.8 %となっている。また、相手方取下が 16 件、取下率 11.7 %となっている。

2) 民事事件

ア．市勝訴等件数は土地・建物等に関する事件が 981 件と最も多く、次いで損害賠償請求事件 208 件、金銭に関する事件 40 件となっている。また、市勝訴率は、金銭に関する事件が 69.0 %と最も高く、次いで損害賠償請求事件 67.8 %、土地・建物等に関する事件 65.1 %となっている。

イ．市敗訴等件数は損害賠償請求事件が 20 件と最も多く、次いで土地・建物等に関する事件 16 件、金銭に関する事件 1 件となっている。

ウ．民事事件はその性格から和解、取下も多い。特に土地・建物等に関する事件が最も多く、和解 403 件、市取下 78 件、相手方取下 28 件となっている。

3) 訴訟係属期間の状況

ア．行政事件の平均係属期間は 32.6 か月で、裁判所別では、最高裁判所 51.7 か月、高等裁判所 26.8 か月、地方裁判所 25.5 か月となっている。

イ．民事事件の平均係属期間は 25.5 か月で、裁判所別では、最高裁判所 49.4 か月、高等裁判所 43.0 か月、地方裁判所 20.5 か月、簡易裁判所 4.1 か月となっている。

4 . 地方自治法第 2 4 2 条の 2 第 1 項第 4 号住民訴訟の状況

(1) 係争中の都市数及び事件数 (平成 11 年 3 月 31 日現在)

1) 係争中の都市数

109 市 (対前年度 9 市増) 全国 671 市の 16.2 %

2) 係争中の事件数

203 件 (対前年度 31 件増) で、該当市 1 市平均 1.9 件

3) 人口段階別の都市数及び事件数の状況

係争中の都市の比率は、人口規模の大きな都市で高い。

また、該当市 1 市平均事件数は、指定都市が 3.9 件、50 ~ 100 が 2.4 件、25 ~ 50 が 1.9 件となっている。

4) ブロック別の都市数及び事件数の状況

係争中の都市の比率は、近畿 24.2 %が最も高く、次いで関東 21.2 %、四国 20.0 %

となっている。

該当市 1 市平均事件数は、東海が 2.5 件と最も多く、次いで四国の 2.2 件、北海道、近畿の 2.0 件となっている。

5) 過去 5 年間の都市数及び事件数の推移

都市数及び事件数共に増加の傾向にある。

* 過去 5 年間の推移

	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10
都市数	72	74	80	100	109
事件数	124	118	129	172	203

(2) 新たな訴訟事件を抱えた都市数及び事件数

1) 新たな訴訟事件を抱えた都市数

56 市 (対前年度 6 市増) で、全国 671 市の 8.3 %

2) 新たに提起された事件数

80 件 (対前年度 8 件増) で、該当市 1 市平均 1.4 件

* 過去 5 年間の推移

	H 6	H 7	H 8	H 9	H 10
都市数	29	15	33	50	56
事件数	37	20	48	72	80

3) 人口段階別の都市数及び事件数の状況

新たな訴訟事件を抱えた都市の比率は、指定都市が 33.3 %、50 ~ 100 が 20.0 % となっている。該当市 1 市平均事件数は、指定都市が 2.3 件、25 ~ 50 が 1.5 件となっている。

4) ブロック別の都市数及び事件数の状況

新たな訴訟事件を抱えた都市の比率は、四国が 16.7 % で最も高く、次いで東海 13.9 % となっている。

5) 事件種別の事件数の状況

新たに提起された住民訴訟 108 件のうち 80 件が 4 号住民訴訟で、74.1 % を占めている。

その主な内訳は、建設行政関係 17 件、職員関係 16 件となっている。

(3) 平成 10 年度における判決等の状況

1) 判決等のあった事件数

ア．平成 10 年度中に新たに提起された事件 9 件 (対前年度 6 件増)

イ．平成 9 年度以前から係属中の事件 88 件 (対前年度 34 件増)

2) 市勝訴等件数及び市勝訴率

件数 80 件 (対前年度 29 件増)

率 82.5 % (対前年度 6.9 ポイント減)

3) 市敗訴等件数及び市敗訴率

件数 5 件 (対前年度 2 件増)

率 5.2% (対前年度 0.1ポイント減)

4) 相手取下件数及び取下率

件数 10件 (対前年度 7件増)

率 10.3% (対前年度 5.0ポイント増)

5) 相手方取下を市の主張に添った結果と考え、92.8%が市の主張に沿った結果といえよう。

6) 判決等のあった裁判所は、地方裁判所の62件が最も多く、次いで高等裁判所28件、最高裁判所7件となっている。

7) 訴訟当事者の状況

訴訟当事者別に見ると、市長のみが当事者となっている事件51件、52.6%、部課長等と一緒に当事者となっている事件28件、28.9%、市長以外の者が当事者となっている事件18件、18.6%となっている。

注1) 人口段階別

指定都市：政令指定都市

50～100：人口50万人以上 100万人未満

25～50：人口25万人以上 50万人未満

10～25：人口10万人以上 25万人未満

5～10：人口5万人以上 10万人未満

～5：人口5万人未満

注2) ブロック(地域)別

北海道：北海道

東北：青森・岩手・宮城・秋田・山形・福島

北信越：新潟・富山・石川・福井・長野

関東：茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨

東海：岐阜・静岡・愛知・三重

近畿：滋賀・京都・大阪・兵庫・奈良・和歌山

中国：鳥取・島根・岡山・広島・山口

四国：徳島・香川・愛媛・高知

九州：福岡・佐賀・長崎・熊本・大分・宮崎・鹿児島・沖縄